

福島県屋外広告物条例施行規則新旧対照表（案）

新				旧			
別表第一（第二条関係） 一 道路				別表第一（第二条関係） 一 道路			
路線名	区間		区域	路線名	区間		区域
	始点	終点			始点	終点	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
県道矢吹小野線	西白河郡矢吹町赤沢二九〇番地先（矢吹インターチェンジ入口）	田村郡小野町大字小野新町字馬番八八番九地先（小野インターチェンジ出口）	道路用地の境界線から両側五〇メートル以内の区域	県道矢吹小野線	西白河郡矢吹町赤沢二九〇番地先（矢吹インターチェンジ入口）	田村郡小野町大字小野新町字馬番八八番九地先（小野インターチェンジ出口）	道路用地の境界線から両側五〇メートル以内の区域
	石川郡玉川村大字南須釜字中窪九二番先三地先（県道矢吹小野線現道・旧道分岐点）	石川郡玉川村大字蒜生字羽根石七八番一地先（国道一一八号交差点）			石川郡玉川村大字南須釜字中窪九二番先三地先（県道矢吹小野線現道・旧道分岐点）	石川郡玉川村大字蒜生字羽根石七八番一地先（国道一一八号交差点）	
県道小野富岡線	田村郡小野町大字小戸神字坪毛七六番一地先	田村市滝根町広瀬字矢大臣五三三番（いわき市境）	道路用地の境界線から両側五〇メートル以内の区域				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二（第四条関係） 一 道路				別表第二（第四条関係） 一 道路			
路線名	区間		区域	路線名	区間		区域
	始点	終点			始点	終点	
(略)	(略)	(略)	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域	(略)	(略)	(略)	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
県道矢吹小野線	西白河郡矢吹町赤沢二九〇番地先（矢吹インターチェンジ入口）	田村郡小野町大字小野新町字馬番八八番九地先（小野インターチェンジ出口）	〇〇メートル以内の区域	県道矢吹小野線	西白河郡矢吹町赤沢二九〇番地先（矢吹インターチェンジ入口）	田村郡小野町大字小野新町字馬番八八番九地先（小野インターチェンジ出口）	〇〇メートル以内の区域
	石川郡玉川村大字南須釜字中窪九二番先三地先（県道矢吹小	石川郡玉川村大字蒜生字羽根石七八番一地先（国道一一八号交差			石川郡玉川村大字南須釜字中窪九二番先三地先（県道矢吹小	石川郡玉川村大字蒜生字羽根石七八番一地先（国道一一八号交差	

	野線現道・旧道分岐 点)	点)
県道小野富 岡線	田村郡小野町大字小 戸神字坪毛七六番一 地先	田村市滝根町広瀬字矢 大臣五三三番(いわき 市境)
(略)	(略)	(略)

	野線現道・旧道分岐 点)	点)
(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和七年 月 日から施行する。
